

【参考資料】

1	諮問文	1
2	「かわさき男女共同参画ネットワーク」規約	3
3	かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体一覧	5
4	かわさき男女共同参画ネットワーク活動一覧	6
5	かわさき男女共同参画ネットワークに関する調査結果（統計）	9
6	かわさき男女共同参画ネットワークに関する調査票	12
7	男女平等かわさき条例	16
8	川崎市男女平等推進審議会規則	18
9	第6期川崎市男女平等推進審議会委員名簿	19

25川市人第85号
平成25年4月1日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 阿部 孝夫

男女平等推進に関する市の取組の検証について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第8条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者とのネットワークの検証と活用について
- 2 第2期川崎市DV被害者支援基本計画改定に向けた検証について
- 3 第1期、第2期川崎市男女平等推進行動計画の総括評価について

市民・こども局人権・男女共同参画室男女平等推進担当
電話 200-2300（内線 27221）

諮問事項 1 男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者とのネットワークの検証と活用について

1 諮問内容

男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者とのネットワークについて検証し、ネットワークが十分に実効性を持って機能するために、市が果たす具体的な支援や川崎市男女共同参画センターの役割について、第6期川崎市男女平等推進審議会に意見を求める。

2 諮問理由

2005(平成 17)年7月に第2期川崎市男女平等推進審議会から市、市民、事業者がそれぞれ主体的に男女共同参画の推進に取り組む必要があり、ネットワーク型の仕組みの実現を要望する答申がなされた。答申を受けて、同年11月に川崎市は「かわさき男女共同参画ネットワーク(愛称“すくらむネット21”)」を設置した。

「すくらむネット21」設置後は会議やフォーラムの開催を通じて市、市民、事業者による男女共同参画を推進してきているが、市、市民、事業者の役割分担や情報共有などが課題となっている。また、ネットワークを充実させるための川崎市男女共同参画センターの役割についても検討が必要である。

そこで、ネットワークの検証と活用についての答申をいただき、答申内容に沿った取組を行うことでネットワークの更なる推進を図ることができると期待され、諮問内容とするものである。

3 答申提出予定時期

2015(平成 27)年3月

「かわさき男女共同参画ネットワーク」規約

(名称)

第1条 本会は、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、男女平等かわさき条例(川崎市条例第14号)に基づき、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮でき、快適で豊かに生きることができる男女共同参画社会を実現するために、市域全体で活動する民間団体等が協力及び連携し、自主的に男女共同参画を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 意見・情報の交換及び情報発信に関すること
- (2) 講演会、研修会等のイベントの開催に関すること
- (3) 後援名義の使用に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同し、市域全体で活動する民間団体等により構成する。

(役員)

第5条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内

(役員を選任)

第6条 役員は、全体会議において互選する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員は、無給とする。

(顧問)

第10条 ネットワークに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、川崎市副市長をもって充てる。
- 3 顧問は、ネットワークの運営に関して必要な助言を行う。

(会議の種別)

第11条 ネットワークには、全体会議と運営会議を置く。

(全体会議の構成)

第12条 全体会議は、原則として団体の代表者及び運営委員をもって構成する。

(全体会議の機能)

第13条 全体会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) その他この会の運営に関し重要な事項

(全体会議の招集)

第14条 全体会議は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

(全体会議の議決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議の構成)

第16条 全体会議の下に運営会議を置く。

2 運営会議は、第5条に定める役員の所属する団体及び全体会議で承認を受けた団体とし、10団体以内で構成する。

(運営委員)

第17条 運営会議の委員(以下「運営委員」という。)は、団体から推薦を受けた事務局長等をもって充てる。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議の機能)

第18条 運営会議は、事業計画等について協議し、企画運営を行うものとする。

2 運営会議は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(運営会議の招集)

第19条 運営会議は、必要に応じて、会長が招集する。

(運営会議の議長及び議決)

第20条 運営会議の議長は、運営委員の互選により選任する。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第21条 運営会議は、業務企画及び運営の推進のために、企画運営部会及び専門部会を置くことができる。

(事務局)

第22条 ネットワークの事務局は、川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室及び川崎市男女共同参画センターに置く。

(規約の変更)

第23条 この規約は、全体会議において構成員総数の過半数が出席し、その3分の2以上の決議でこれを変更することができる。ただし、欠席する場合は書面により議決権の行使を委任できる。

(細則)

第24条 この規約の施行に必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年2月20日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体一覧

1	川崎商工会議所	23	専修大学 ※
2	川崎市商店街連合会	24	日本映画大学
3	川崎市工業振興倶楽部	25	ボーイスカウト川崎地区協議会
4	川崎市工業団体連合会	26	ガールスカウト川崎市連絡会
5	セレサ川崎農業協同組合 ※	27	川崎市子ども会連盟
6	国際ソロプチミスト川崎 ※	28	日本海洋少年団連盟 川崎海洋少年団
7	国際ソロプチミスト川崎一百合	29	川崎市スポーツ協会
8	川崎市医師会 ※	30	川崎市レクリエーション連盟
9	川崎市病院協会	31	川崎地域連合 ※
10	川崎市歯科医師会	32	川崎市全町内会連合会 ※
11	川崎市獣医師会	33	川崎市PTA連絡協議会 ※
12	川崎市薬剤師会	34	川崎市社会福祉協議会
13	川崎市看護協会 ※	35	川崎人権擁護委員協議会
14	神奈川県柔道整復師会 川崎市支部連合会	36	川崎市民生委員児童委員協議会
15	川崎市鍼灸マッサージ師会	37	川崎市地域女性連絡協議会 ※
16	川崎市理容協議会	38	川崎市身体障害者協会
17	川崎市美容連絡協議会	39	川崎市母子寡婦福祉協議会
18	川崎市幼稚園協会	40	川崎市生涯学習財団
19	川崎市立小学校長会	41	かわさき市民活動センター
20	川崎市立中学校長会	42	川崎市総合文化団体連絡会
21	川崎市立高等学校長会	43	昭和音楽大学
22	川崎市特別支援学校長会	44	田園調布学園大学

※は運営会議構成団体

かわさき男女共同参画ネットワーク活動一覧

設立:平成17年11月

年度	団体数	全体会議回数	実施日	議題	運営会議回数	実施日	議題	活動内容	実施日	その他	備考
17 (2005)	42	1	11月29日	・ネットワーク構成団体の紹介、設立趣旨及び規約の説明、役員選任 ・愛称の決定「すくらむネット21」、事業計画	1	3月27日	・参加団体の自己紹介、設立趣旨書及び規約の説明、議長選任 ・事業内容説明、部会の設置について説明				
18 (2006)	42	1	2月9日	・平成18年度事業報告について ・平成19年度事業計画(案)について ・全体会議の開催について	4	8月9日	(企画運営部会) ・ネットワークの運営について ・平成18年度事業計画について ・平成18年度ネットワーク運営会議について ・ネットワークの事業内容の検討協議	ネットワーク設立記念講演会 「女性もチャレンジ・男性もチャレンジ」 講師:鹿嶋 敬氏	11月11日	かわさき男女共同参画ネットワークHP開設	
						9月28日	(企画運営部会) ・平成18年度ネットワーク運営会議の議題について ・ネットワークの事業内容の検討協議				
						9月28日	・平成18年度事業報告について ・平成19年度事業計画(案)について ・全体会議の開催について				
						1月25日	(企画運営部会) ・平成18年度ネットワーク全体会議の議題について ・ネットワークのホームページ開設				
19 (2007)	42	1	2月20日	・平成19年度事業報告について ・平成20年度事業計画(案)について ・規約改正について ・役員改選について ・その他	2	11月30日	(企画運営部会) ・活動状況一覧、参加団体名簿の確認 ・運営会議及び全体会議の企画運営について ・平成19年度ネットワーク事業について ・その他	ネットワークシンポジウム 「ワーク・ライフ・バランスは新しい時代の生き方」 講師:樋口美雄氏	2月3日		
						12月13日	・活動状況一覧、参加団体名簿について ・平成19年度すくらむネット21事業についての報告確認 ・平成20年度事業計画(案)について ・規約改正について ・その他				

年度	団体数	全体会議回数	実施日	議題	運営会議回数	実施日	議題	活動内容	実施日	その他	備考
20 (2008)	42	1	2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度ネットワーク事業報告について ・平成21年度事業計画(案)について ・その他 	2	8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画の協議 	男女平等かわさきフォーラム 第1部 地域でキラキラ輝く女性たち 第2部 講演会「仕事も家庭も！住田流・笑顔輝く生き方のススメ」 講師：住田 裕子弁護士	2月23日		
						11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス取組事例調査について ・平成20年度全体会議について ・平成20年度事業企画(講演会の開催)について 				
21 (2009)	42	1	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度「かわさき男女共同参画ネットワーク」事業報告について ・平成22年度「かわさき男女共同参画ネットワーク」事業計画(案)について ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」規約改正について ・第3期「かわさき男女共同参画ネットワーク」役員について ・アンケート結果報告(「かわさき男女共同参画ネットワーク」について) 	2	11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」のこれまでの取組について ・平成21年度事業計画について ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」の普及広報について ・その他 	男女平等かわさきフォーラム 講演会「自分を見つめ、家族との絆を考えよう～男女共同とワーク・ライフ・バランス～」 講師 山田 パンダ氏	3月13日		
						3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度「かわさき男女共同参画ネットワーク」事業企画について ・平成21年度「かわさき男女共同参画ネットワーク」全体会議(案)について ・その他 				
22 (2010)	44	1	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク規約の改正について ・平成22年度事業報告について ・平成23年度事業計画(案)について ・川崎市における男女共同参画に関する取組事例について ・DV啓発パープルリボンしおりについて ・ネットワークの活性化について ・「国・地方男女共同参画推進ネットワーク」について ・その他 	2	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・議長選出 ・平成22年度事業計画について ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」の普及広報について 	男女平等かわさきフォーラム 講演会「男も女もいきいき輝くまちづくり」 講師：江原 由美子氏	2月16日	昭和音楽大学、 田園調布学園大学が 新規加入	
						12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度「男女平等かわさきフォーラム」企画案について ・平成22年度全体会議(案)について ・平成23年度事業計画(案)について ・ネットワークの活性化について ・その他 				全体会議は、 H23年度に開催

年度	団体数	全体会議回数	実施日	議題	運営会議回数	実施日	議題	活動内容	実施日	その他	備考
23 (2011)	44	1	3月23日	・平成23年度ネットワーク事業報告について ・平成24年度事業計画(案)について ・第4期かわさき男女共同参画ネットワーク役員について ・報告「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて」	4	5月16日	・「国・地方男女共同参画推進ネットワーク」について ・平成23年度事業計画(案)について	男女平等かわさき条例施行10周年 男女平等かわさきフォーラム 第1部 映画「折り梅」上映 第2部 講演 松井久子監督(「折り梅」監督) 白鳥あかね氏	11月15日		
							7月21日	・「男女平等かわさきフォーラム」について ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」後援名義について			
							12月5日	・平成23年度「男女平等かわさきフォーラム」について ・平成24年度実施事業について ・報告			
							2月22日	・平成23年度事業報告(案)について ・平成24年度事業計画(案)について ・役員の改選について			
24 (2012)	44	1	3月13日	・平成24年度事業報告について ・平成25年度事業計画(案)について 報告「女性の視点を活かした防災の取り組みについて」	2	8月30日	・議長の選出について ・平成24年度事業予定及び男女平等かわさきフォーラムについて	男女平等かわさきフォーラム 第1部 カジダン・イクメン・イクジイ写真表彰式 オカリナとピアノによるミニコンサート 第2部 パネルディスカッション(それぞれの取り組みやワーク・ライフ・バランスの実践について) コーディネーター 加藤 千恵氏 パネリスト 天野 春果氏 高橋 陽子氏 吉田 大樹氏	3月20日		
							1月24日	・平成24年度男女平等かわさきフォーラムについて ・国・地方男女共同参画連携会議(12月11日開催)出席報告			
25 (2013)	44	1	3月17日	・平成25年度事業報告について ・次期役員体制について ・平成26年度事業計画(案)について 報告 ・女性の活躍応援事業について ・第3期川崎市男女平等推進行動計画(案)について	2	8月8日	・議長の選出について ・かわさき男女共同参画ネットワークについて ・平成25年度事業予定及び「男女平等かわさきフォーラム」について ・すくらむネット21における「活躍するかわさきの女性」の取材について	男女平等かわさきフォーラム 「パンチ流コミュニケーション論のすすめ～元気配達人が実践する親子、夫婦関係における言葉がけ～」 講師:パンチ佐藤氏	2月16日		
							1月23日	・「男女平等かわさきフォーラム」及び「すくらむ21まつり」について ・平成26年度事業計画案について			

かわさき男女共同参画ネットワークに関する調査結果(統計)

回答数: 34

Q1 年1回開催している全体会議についてお聞きます。全体会議は、貴団体における男女共同参画の取組に役立っていますか。

回答	回答数	割合
1 はい	15	44%
2 いいえ	18	53%
未回答	1	3%

Q2 Q1で1(はい)を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 代表者等が全体会議に参加し、当該団体内において男女共同参画の意識の醸成を図っているため	9	60%
2 全体会議において(又は全体会議をきっかけとして)他団体との交流や意見交換を行っているため	6	40%
3 当該団体の加盟団体や職員等へ、全体会議の資料を、配布するなど周知を行っているため	3	20%
4 当該団体において、会議等の議題として、情報提供を行っているため	2	13%
5 その他(具体的にご記入ください_____)	0	0%
未回答	0	0%

Q3 Q1で2(いいえ)を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 全体会議の開催数が少ない	0	0%
2 テーマが漠然としている又は広すぎるため、全体会議において意見交換等ができていない	9	50%
3 当該団体の男女共同参画の取組に役に立つ情報が得られない	4	22%
4 その他(具体的にご記入ください_____)	8	44%
未回答	0	0%

Q4 フォーラムについてお聞きます。毎年開催しているフォーラムは、貴団体における男女共同参画の取組に役立っていますか。

回答	回答数	割合
1 はい	14	41%
2 いいえ	19	56%
未回答	1	3%

Q5 Q4で1(はい)を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 フォーラムに研修の一環として、参加しているため	3	21%
2 フォーラムの開催について、当該団体の加盟団体及び職員等へ周知を図っているため	5	36%
3 フォーラムの開催について、すくらむネット21で議論等することで、男女共同参画に関する最新の情報を得られるため	7	50%
4 その他(具体的にご記入ください_____)	0	0%
未回答	1	7%

Q6 Q4で2(いいえ)を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 フォーラムに参加していないため	13	68%
2 フォーラムの開催について、当該団体において周知を図っていないため	3	16%
3 フォーラムの内容について、当該団体における男女共同参画の取組と関係がない又は薄いため	7	37%
4 その他(具体的にご記入ください_____)	1	5%
未回答	0	0%

Q7 運営会議構成団体の方にお聞きます。運営会議は、規約において「事業計画等について協議し、企画運営を行う」とされています。運営会議は、十分に機能していると考えますか。

回答	回答数	割合
1 はい	4	57%
2 いいえ	3	43%
未回答	0	0%

Q8 Q7で2(いいえ)を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 運営会議開催数が少ない	1	33%
2 「すくらむネット21」において、何を行うべきなのかよくわからない	1	33%
3 テーマが漠然としている又は広すぎるため、毎年の事業(フォーラム)についてテーマを絞った議論がしにくい	1	33%
4 すくらむネット21は、さまざまな団体が参加しているため、各団体のニーズや状況が把握できていない	1	33%
5 その他(具体的にご記入ください _____)	1	33%
未回答	0	0%

Q9 すくらむネット21を活性化するためには何を行うとよいと考えますか。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 行政等からの男女平等推進に関する情報提供の充実	17	50%
2 加盟団体における先進的な取組事例等の共有・発表	11	32%
3 加盟団体における課題の共有	10	29%
4 全体会議回数を増やす	3	9%
5 年ごとにテーマを決めて意見・情報交換を行う	10	29%
6 すくらむネット21の加盟団体を増やす	8	24%
7 その他(具体的にご記入ください _____)	0	0%
未回答	2	6%

Q10 事務局(行政)から提供してほしい情報を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 川崎市男女平等推進行動計画に基づく施策や取組	23	68%
2 市役所における男性の育児休業取得状況	7	21%
3 市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実施状況	12	35%
4 市役所における女性の管理職の登用促進	6	18%
5 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	7	21%
6 パープルリボンなどDV防止啓発	6	18%
7 国の男女共同参画にかかる主な取組	14	41%
8 その他(具体的にご記入ください _____)	1	3%
未回答	1	3%

Q11 他の団体から提供してほしい情報を選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 育児休業取得促進の取組	8	24%
2 介護休業取得促進の取組	10	29%
3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組	18	53%
4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組	16	47%
5 採用や管理職における女性の登用促進の取組	8	24%
6 ワーク・ライフ・バランスの取組	9	26%
7 女性の視点を取り入れた防災・まちづくり	11	32%
8 男女平等を推進する教育・学習の取組	14	41%
9 その他(具体的にご記入ください _____)	1	3%
未回答	1	3%

Q12 貴団体(その加盟団体を含む)における活動において、男女共同参画の視点で問題、課題となっている事はありますか。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 育児休業取得促進の取組	3	9%
2 介護休業取得促進の取組	2	6%
3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組	10	29%
4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組	10	29%
5 採用や管理職等における女性の登用	5	15%
6 ワーク・ライフ・バランスの取組	4	12%
7 DV被害(被害者対応も含む)やDV防止の取組	4	12%
8 セクシュアル・ハラスメント対策	3	9%
9 男女共同参画の視点からの防災・まちづくり	5	15%
10 男女平等を推進する教育・学習の取組	8	24%
11 その他	5	15%
未回答	7	21%

Q13 貴団体(その加盟団体を含む)として取組をすすめており、提供可能な情報がありましたら、選択してください。(複数回答可)

回答	回答数	割合
1 育児休業取得促進の取組	2	6%
2 介護休業取得促進の取組	1	3%
3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組	3	9%
4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組	3	9%
5 採用や管理職等における女性の登用	1	3%
6 ワーク・ライフ・バランスの取組	2	6%
7 DV被害(被害者対応も含む)やDV防止の取組	1	3%
8 セクシュアル・ハラスメント対策	1	3%
9 男女共同参画の視点からの防災・まちづくり	3	9%
10 男女平等を推進する教育・学習の取組	4	12%
11 その他	12	35%
未回答	13	38%

Q14 すくらむネット21に対し、御意見及び御要望等、自由に記入してください。

主な意見
<p>・44団体が参加し、協力することは大変素晴らしいことだと思う。全体会議が年1回では、お互い交流することができないので、全体会議をもう少し増やしてみてもどうか。</p> <p>・フォーラムをすくらむ21まつりと同日に行うのは良いと思うが、もう少し集客方法を考え検討していただきたい。</p> <p>・他機関で実施している内容とダブらない講座、セミナーを実施して欲しい。男女共同参画、平等、女性の自立などにしぼった方がよいのではないか。</p> <p>・全体会は、情報収集・交換という意味はあるものの、会の運営そのものは実施状況の報告会となっている感がある。報告だけでなく、実際役立っている事例紹介など勉強会的な時間があると良いかもしれない。せっかく集まるので、勉強会的なものを含め2時間ぐらいあっても良いと考える。</p> <p>・男性の委員も多くおられるので、女性と男性で輝く社会をめざすために女性の活躍推進に向け男性にできることを考えてもらいたい。</p> <p>・平成17年よりネットワークされたすくらむネット21の存在は意義深い。幅広いテーマの男女共同参画の問題を44団体で話し合えることは素晴らしいと思う。</p> <p>・これだけ多くの団体が参加しているのだから「シンポジウム」や「パネルディスカッション」等の企画をしても良いのではないか。</p> <p>・企業の労働組合に加入を求めたらいかか。</p> <p>・女性が輝く社会に向けた女性の活躍応援のプランが欲しい。</p> <p>・すくらむネット21の趣旨は理解できるが、事業の内容は主に女性一般を対象とした事業のように思われる。当団体は、その内容になじまないこともあるかと思う。</p> <p>・フォーラム開催日や他の事業についても、日曜開催事業については交代職場における日曜日は貴重な一日で参加しにくい一面もあろうかと推察する。今後は、会員にできる限り周知を図ってまいりたい。</p>

「かわさき男女共同参画ネットワークに関する調査票」

団体名		
担当者連絡先	担当者役職・氏名	TEL FAX
	メールアドレス	

※設問は主に選択制となっています。あてはまる項目に丸印をつけてください。また、記入欄があるものは、できるだけ具体的に御記入ください。

※アンケート結果は、今後の「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動にいかしていきたいと考えておりますので、率直な御意見をお願いいたします。

かわさき男女共同参画ネットワーク（以下「すくらむネット21」という。）は、男女共同参画への取組をいっそう推進するために、様々な分野で活躍している民間団体等が相互に協力、連携しながら意見や情報を交換し合う場として、平成17年11月に設立しました。

この設立趣旨に基づき、すくらむネット21では、全体会議（年1回）、フォーラム（年1回）、運営会議（年数回）を開催しています。

Q1 年1回開催している全体会議についてお聞きします。全体会議は、貴団体における男女共同参画の取組に役立っていますか。

- 1 はい（Q2にすすんでください） 2 いいえ（Q3にすすんでください）

Q2 Q1で1(はい)を選んだ理由を選択してください。（複数回答可）

- 1 代表者等が全体会議に参加し、当該団体内において男女共同参画の意識の醸成を図っているため
- 2 全体会議において（又は全体会議をきっかけとして）他団体との交流や意見交換を行っているため
- 3 当該団体の加盟団体や職員等へ、全体会議の資料を、配布するなど周知を行っているため
- 4 当該団体において、会議等の議題として、情報提供を行っているため
- 5 その他（具体的にご記入ください _____）

→Q4にすすんでください。

Q3 Q1で2(いいえ)を選んだ理由を選択してください。（複数回答可）

- 1 全体会議の開催数が少ない
- 2 テーマが漠然としている又は広すぎるため、全体会議において意見交換等ができていない
- 3 当該団体の男女共同参画の取組に役に立つ情報が得られない
- 4 その他（具体的にご記入ください _____）

→Q4にすすんでください。

Q 4 フォーラムについてお聞きします。毎年開催しているフォーラムは、貴団体における男女共同参画の取組に役立っていますか。

- 1 はい (Q 5 にすすんでください) 2 いいえ (Q 6 にすすんでください)

Q 5 Q 4 で 1 (はい) を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

- 1 フォーラムに研修の一環として、参加しているため
2 フォーラムの開催について、当該団体の加盟団体及び職員等へ周知を図っているため
3 フォーラムの開催について、すくらむネット 2 1 で議論等することで、男女共同参画に関する最新の情報を得られるため
4 その他 (具体的にご記入ください _____)

⇒ ※運営会議構成団体 (参考資料 1 の※印がついている団体) は、Q 7 にすすんでください。
※その他の団体は、Q 9 にすすんでください。

Q 6 Q 4 で 2 (いいえ) を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

- 1 フォーラムに参加していないため
(参加しない又はできない理由をご記入ください _____)
2 フォーラムの開催について、当該団体において周知を図っていないため
3 フォーラムの内容について、当該団体における男女共同参画の取組と関係がない又は薄いため
4 その他 (具体的にご記入ください _____)

⇒ ※運営会議構成団体 (参考資料 1 の※印がついている団体) は、Q 7 にすすんでください。
※その他の団体は、Q 9 にすすんでください。

Q 7 運営会議構成団体の方にお聞きします。運営会議は、規約において「事業計画等について協議し、企画運営を行う」とされています。運営会議は、十分に機能していると考えますか。

- 1 はい (Q 9 にすすんでください) 2 いいえ (Q 8 にすすんでください)

Q 8 Q 7 で 2 (いいえ) を選んだ理由を選択してください。(複数回答可)

- 1 運営会議開催数が少ない
2 「すくらむネット 2 1」において、何を行うべきなのかよくわからない
3 テーマが漠然としている又は広すぎるため、毎年の事業 (フォーラム) についてテーマを絞った議論がしにくい
4 すくらむネット 2 1 は、さまざまな団体が参加しているため、各団体のニーズや状況が把握できていない
5 その他 (具体的にご記入ください _____)
→ Q 9 にすすんでください。

Q9 すくらむネット21を活性化するためには何を行うとよいと考えますか。(複数回答可)

- 1 行政等からの男女平等推進に関する情報提供の充実
- 2 加盟団体における先進的な取組事例等の共有・発表
- 3 加盟団体における課題の共有
- 4 全体会議回数を増やす
- 5 年ごとにテーマを決めて意見・情報交換を行う
- 6 すくらむネット21の加盟団体を増やす
- 7 その他(具体的にご記入ください _____)

→以下、設問順に回答をお願いします。

Q10 事務局(行政)から提供してほしい情報を選択してください。(複数回答可)

- 1 川崎市男女平等推進行動計画に基づく施策や取組
- 2 市役所における男性の育児休業取得状況
- 3 市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実施状況
- 4 市役所における女性の管理職の登用促進
- 5 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策
- 6 パープルリボンなどDV防止啓発
- 7 国の男女共同参画にかかる主な取組
- 8 その他(具体的にご記入ください _____)

Q11 他の団体から提供してほしい情報を選択してください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 育児休業取得促進の取組 | 2 介護休業取得促進の取組 |
| 3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組 | 4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組 |
| 5 採用や管理職における女性の登用促進の取組 | 6 ワーク・ライフ・バランスの取組 |
| 7 女性の視点を取り入れた防災・まちづくり | 8 男女平等を推進する教育・学習の取組 |
| 9 その他(具体的にご記入ください _____) | |

Q12 貴団体(その加盟団体を含む)における活動において、男女共同参画の視点で問題、課題となっている事がありますか。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 育児休業取得促進の取組 | 2 介護休業取得促進の取組 |
| 3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組 | 4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組 |
| 5 採用や管理職等における女性の登用 | 6 ワーク・ライフ・バランスの取組 |
| 7 DV被害(被害者対応も含む)やDV防止の取組 | 8 セクシュアル・ハラスメント対策 |
| 9 男女共同参画の視点からの防災・まちづくり | 10 男女平等を推進する教育・学習の取組 |
| 11 その他 | |

Q12で選択した内容を、差し支えのない範囲で、具体的に御記入ください。

Q13 貴団体（その加盟団体を含む）として取組をすすめており、提供可能な情報がありましたら、選択してください。（複数回答可）

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 育児休業取得促進の取組 | 2 介護休業取得促進の取組 |
| 3 子育てしながら働きやすい環境づくりの取組 | 4 介護しながら働きやすい環境づくりの取組 |
| 5 採用や管理職等における女性の登用 | 6 ワーク・ライフ・バランスの取組 |
| 7 DV被害(被害者対応も含む)やDV防止の取組 | 8 セクシュアル・ハラスメント対策 |
| 9 男女共同参画の視点からの防災・まちづくり | 10 男女平等を推進する教育・学習の取組 |
| 11 その他 | |

Q13 で選択した内容を、できるだけ具体的に御記入ください。

記載例) 男女共同参画の視点で「避難所運営ガイド」を作成し、市内●ヶ所の訓練等で活用している。

Q14 すくらむネット21に対し、御意見及び御要望等、自由に記入してください。

御協力ありがとうございました。

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 1 4 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を

図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第6期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

【任期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで】

	氏名	専門分野等
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	DV被害者支援
2	えびな なおこ 蝦名 直子 (H25.4.1～H26.10.31) やました みき 山下 実希 (H26.11.28～)	企業推薦
3	おがた やすのぶ 尾形 泰伸	社会学
4	きむら みねお 木村 美根雄 (H25.4.1～H25.7.8) おかの としあき 岡野 敏明 (H25.7.9～)	団体推薦
5	かとう しゅういち 加藤 秀一	社会学
6	かとう ちえ ◎ 加藤 千恵	社会学
7	さが えつこ ○ 佐賀 悦子	法律
8	せきぐち のぶゆき 関口 信幸	市民公募
9	たなか としゆき 田中 俊之	男性学
10	どもん りえ 土門 里江	団体推薦
11	なかむら たくし 中村 卓史	団体推薦
12	まつだ ふみこ 松田 文子	労働科学、人間工学
13	ろー のりこ ロー 紀子	市民公募

◎会長 ○副会長